

公益社団法人 安曇野市教育会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は、公益社団法人安曇野市教育会と称する。

(事務所)

第2条 この会は、主たる事務所を長野県安曇野市豊科5 6 6 8 番地4に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この会は、会員が互いに心を合わせて教育精神を高め、会員の職能の向上に努め、教職員全体の職能向上に寄与し、教育の刷新と充実をはかり、郷土の教育を進展し、もって平和日本と世界文化の建設に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 教職員の職能向上に関すること
- (2) 社会教育及び家庭教育の振興に関すること。
- (3) 教育の社会的進展に関すること
- (4) 郷土の研究調査に関すること
- (5) 教育資料の収集利用に関すること
- (6) 図書の編集発行に関すること
- (7) 児童生徒健全育成に関すること
- (8) 教育関係団体等への施設貸与に関すること

第3章 会 員

(組織及び構成員)

第5条 この会は、安曇野市（以下「この市」という。）内の小中学校教職員等で本会の目的、事業に賛同する者をもって組織する。入退会については別に定める。

2 この会は、次の者をもって構成する。

- (1) 正会員 この会の目的に賛同し、入会した市内に勤務する学校教職員
- (2) 名誉会員 次の各項のいずれかに該当する者
 - 1) 学識名望ある者
 - 2) この市の教育に功績のある者
 - 3) この会に功績のある者

3 前項第1号の正会員（以下「会員」という。）の中から、毎年4月1日現在概ね20人の中から1人の割合をもって選出される代議員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

4 代議員を選出するため、会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な選挙区分、選挙方法等については、理事会において定める代議員選挙規程による。

5 代議員は、会員の中から選ばれることを要する。会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。

6 会員は代議員選挙において、他の会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事または理事会は、代議員を選出することができない。

7 第4項の代議員選挙は、年に1度、4月に実施することとし、代議員の任期は、選任の翌年に実施される代議員選挙終了時までとする。ただし、代議員が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え、役員の解任の訴えを提起している場合には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。

8 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

9 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

- (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
- (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名

(3) 同一の代議員(2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員)につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代位議員相互間の優先順位

10 第8項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第7項の代議員選挙終了時までとする。

11 会員は、一般社団法人・財団法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員と同様に本会に対して行使することができる。

- (1) 定款の閲覧等
- (2) 社員名簿の閲覧等
- (3) 総会の議事録の閲覧等
- (4) 計算書類等の閲覧等
- (5) 清算法人の貸借対照表等の閲覧等
- (6) 合併契約等の閲覧等
- (7) 社員の代理兼証明書面等の閲覧
- (8) 電磁的方法による議決権行使等の閲覧

12 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、本会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、一般社団法人・財団法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての会員同意がなければ、免除することができない。

13 名誉会員は、会長が理事会の承認を経て、総会に報告する。

(信濃教育会との関係)

第6条 この会は、信濃教育会の組織及び運営に参加参画する。

(会費)

第7条 会員は、この会の事業に必要な経費に充てるため、総会において定める会費規程に基づき会費を払わなければならない。

2 第1項の会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に充てる。

(任意退会及び入退会)

第8条 会員は、任意にいつでも退会することができる。

2 会員の入会又は退会は、会長にその旨を届け出るものとする。

(除名)

第9条 会員が、次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、当該総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 会員として重要な義務を履行しないとき。
- (4) その他正当な事由があるとき。

2 前項の規定により除名が決議されたときは、当該会員に対し、その旨の通知をしなければならない。

(会員の資格喪失)

第10条 会員は、次の各号のいずれかに該当したときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
- (3) 死亡もしくは失踪宣告を受けたとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総会員が同意したとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定により、その資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、第5条第3項で定められた代議員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人・一般財団法人法上の社員総会とする。

3 代議員は、各1個の議決権を有する。

(総会の権限)

第13条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 理事、監事、常任委員の選任又は解任
- (2) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 会員の除名
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第14条 この会の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 定時総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催する。

3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において、開催の決議がなされたとき
- (2) 議決権の10分の1以上を有する代議員から、会議の目的である事項及び招集の目的を記載した書面により、招集の請求が会長にあったとき

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を総会の開催日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、代議員の中から選出する。

(決議)

第17条 総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) 会員の除名
- (5) その他法令に定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、一括採決ではなく、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(議決権の代理行使)

第18条 総会に出席できない代議員は、代理人によってその議決権を行使することができる。

(総会運営規則)

第19条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるものの他、総会において定める総会運営規程による。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員等の種類及び定数)

第21条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名
- (2) 監事 2名

2 理事の内1名を会長とし、会長は代表理事となる。

(役員の選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。この場合において、総会は、役員候補選出委員会が選定した理事及び監事候補者を選任する方法によることができる。

2 役員候補選出委員会の設置に関し必要な事項は、理事会が別に定める役員候補選出委員会規程による。

3 会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。この場合において、理事会は、総会において選任された会長候補者を選定する方法によることができる。

4 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

3 監事の、監査に関する事項は、別に定める監事監査規程による。

(役員の任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(報酬)

第26条 役員は、無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第27条 この会に、理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事で構成する。

(権限)

第28条 この理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) この会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第30条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、理事会において予め定めた順序により、当該理事が議長となる。

(決議)

第31条 理事会の決議は、理事の過半数以上が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(財産の種別)

第33条 本会の財産は、基本財産及びその他の財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 理事会で、基本財産とすることを決議した財産

(2) 基本財産として指定して寄附された財産

3 前項の基本財産は、本会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

4 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(事業年度)

第34条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号の書類については、定時総会に報告し、第3号から第6号の書類については、定時総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬の支給について記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第37条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会において、総代議員の議決権の3分の2以上の議決により、変更することができる。

(合併等)

第39条 本会は、総会において、総代議員の議決権の3分の2以上の議決により、合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止することができる。

(解散)

第40条 本会は法令に定められている事由によるほか、総会において、総代議員の議決権の3分の2以上の議決により、解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第41条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により本会が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第42条 本会が解散等により清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会

(委員会)

第43条 本会の事業を推進するために、理事会はその決議により次の委員会を設置する。

(1) 常任委員会

(2) その他理事会が必要と認めた委員会

2 委員会の任務、構成及び運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会規程による。

(常任委員の職務及び権限)

第44条 常任委員は、常任委員会を組織し、この定款の定めるところにより、次の職務を執行する。

(1) 総会の決議による事項の処理

(2) 事業遂行上必要な各種原案の作成及び企画

(3) 会長の諮問事項の審議

(4) 緊急事項の処理

(5) その他本会の目的事業を行う上で必要とされる事項

第10章 事務局

(設置等)

第45条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長・事務職員及び幹事を置く。

3 事務局長は、会長の命を受けて会務一切を掌理する。

4 幹事は、会長の命を受けて会務の処理を行う。

5 事務局長・事務職員及び幹事は、会長が理事会の承認を得て任命する。

6 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により、別に定める。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第46条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第47条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める個人情報管理規程による。

(公告)

第48条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 本会の最初の会長は百瀬新治、理事は百瀬新治、三澤晴男、内川丈夫男とする。

3 本会の最初の監事は、鶴田富男、金子増生とする。

4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。